

消費生活緊急情報

第84号

令和4年12月20日

高齢者が狙われています。 介護施設の入居権を譲って欲しいという 詐欺電話にご注意！

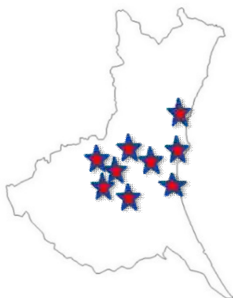
【相談概要】

実在するドラッグストアを名乗る業者から電話で「あなたは、来年、市内に新設する介護施設の入居権が当選した。入居権を欲しがっている人がいるので譲って欲しい。」と言われ承諾した。その後、弁護士を名乗る人物から「入居権を譲ったことは罪になり、財産を取り上げられてしまう。あなたの銀行口座が凍結されないよう手続きをするので、預金額、通帳の口座番号、カードの暗証番号、マイナンバーカードの番号を教えて欲しい」と言われた。居合わせた家族が、異変に気付き電話を替わり、電話を切ってくれた。これは詐欺の電話か。

【アドバイス】

実在する企業名を名乗り、老人ホームや介護施設の入居権を譲って欲しいと持ち掛け、言葉巧みにお金を振り込ませる詐欺の電話です。相手にせずすぐに電話を切ってください。

不審に思ったり、困った場合は、すぐに警察やお近くの消費生活センターへ相談しましょう。



★：相談発生地域

消費者ホットライン

局番なしの188

※お近くの消費生活相談窓口へつながります

茨城県消費生活センター

平日 9時から17時まで

日曜（電話のみ） 9時から16時まで